

平成30年5月13日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

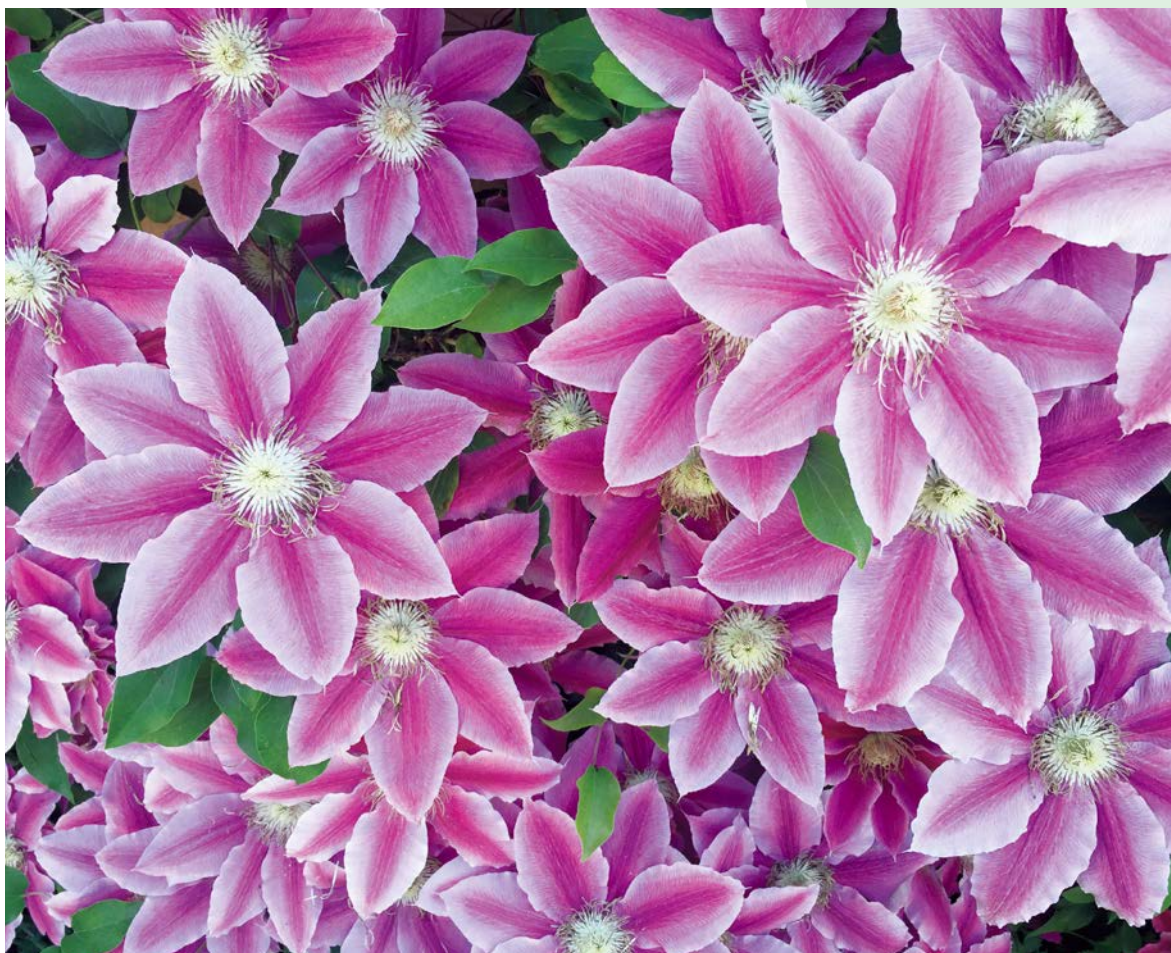
EVER NEWS

連載

- 個人再生手続について
- 債権回収について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 50



エバー総合法律事務所

個人再生手続について

1 負債が増えすぎてしまい、債権者との個別交渉が難しくなると、法的な解決が必要になります。具体的には、返済をあきらめてすべての財産を清算する破産手続と、一部は返済し残りは免除してもらう再生手続があります。破産手続は、資格（例えば警備員や生命保険募集人など）について欠格事由として制限を受けたり、資格の取消事由となることがあります。そのような場合に破産手続を取ることはできませんし、個人事業主として事業をされている方の場合には破産手続では事業終了となることが多いので再生手続を選択する必要があります。

2 再生手続については民事再生法が規定していますが、①通常再生手続、②小規模個人再生手続、③給与所得者等再生手続に大別できます。通常再生は法人など負債額が大きいケースを想定しているので、個人の場合はおおむね②か③で処理することになります。

②小規模個人再生手続は、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、かつ負債の総額が5000万円を超えない場合に利用できます。この負債には、住宅ローンや抵当権によって担保されている負債などは含めないで考えることができます（担保権を行使できる権利を別除権と言いますが、この場合は別に弁済協定などの定めをする必要がありますが、後述します）。

手続が開始しますと、再生債務者（手続上の債務者の呼び名です）の弁済を裁判所の命令により止めることとなります。そして負債の一部弁済を内容とする再生計画を作り、再生債権者（手続上の債権者の呼び名です）による決議を経ることになりますが、再生計画を定めるには、決め方の原則があります。まず、破産する場合より多くの弁済（配当）をしなければなりませんので、財産すべての価値（清算価値と言います）より弁済額を多くすることが必要です。清算価値があまりない場合には、再生債権額の金額によって弁済額が決まります。ア再生債権額が100万円～500万円未満の場合には、弁済額は100万円、イ500万円～1,500万円未満の場合には再生債権額の20%、ウ1,500万円～3,000万円未満の場合には300万円、エ3,000万円～5,000万円未満の場合には再生債権額の10%が弁済額となります。この弁済額を除いた

残りの再生債権額は支払を免除されることとなります。再生計画としては原則は3年内に弁済が完了することが必要ですが、特別の事情がある場合は5年以内の期間を支払期間とする再生計画を立てることができます。

3 ③の給与所得者等再生手続は、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある方であって、かつその額の変動の幅が小さいと見込まれる場合に利用できます。小規模個人再生手続の特別版ですので、小規模個人再生手続の要件を満たすことが必要になります。ただし、弁済額は、可処分所得額（これは収入から税金や、生活保護基準を参考にした生活費などを除いたものです）の2年分を、3年に分けて弁済するという再生計画になります。

4 以上の手続に関連して、自宅に住宅ローンのための抵当権などの担保権を設定している場合の処理について触れておきます。

担保権の登記が設定されている再生債権の場合、別除権付債権と言いますが、別除権とは再生手続によらないで手続を進めることができる、つまり不動産の競売手続を再生手続の進行とは別に進めることができるという権利です。折角再生手続でやり直しをしようと思っただけで、自宅を競売にかけられたのでは再生の意欲も減退してしまいます。そこで、別除権について、再生手続では再生債権者の同意を得て協定を結び抵当権実行を止めることが通常必要なのですが、自宅などの居住の用に使用している土地建物については、「住宅資金特別条項」と言って再生計画に支払のための条項を設け、債務全額の支払を要するものの抵当権実行を止めながら住宅ローンの支払についてもこれまで通りあるいは支払を組直して計画を立てることができます。再生債権者の同意があれば最終弁済期から10年を超える期限の猶予なども可能となります。

以上のように、民事再生手続では、破産手続に不都合がある場合でも、弁済額を法的に減額し、負担を減らしながら事業を再生することができます。ただし、個人再生については手続として破産手続以上に複雑な面は否めませんので、弁護士に相談しながら、あるいは依頼したうえで進めることをお勧めします。お悩みの場合にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成30年5月16日(水)、5月22日(火)、5月31日(木)、6月6日(水) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

債権回収について

このエバーニュースを発刊して50号になりましたが、これまでそれぞれの手続については触れてきたものの、改めて見直しますと、債権回収としては記載してこなかったことに気づきました。今回は「債権回収」について総括的に記載したいと思います。

事業を行う上では貸金、売掛金や請負代金の回収が問題になることが多いと思います。通常、請求書を送付し催促することから始めますが、数カ月経っても入金がなく、支払う様子が見えない場合には法的な回収方法を考えるべきでしょう。

1 債務者に連絡は取れるが支払う金がないと言っている場合

まず、資産調査や営業状態を確認することが必要です。資産調査としてすぐできるのは債務者自身の不動産の権利状況、担保権の設定状況、残存価値などです。法務局で調べることができますし、ネット上でも知ることができます。営業状態については、同業者情報など活動状況を知る必要があります（時には興信所を利用します）。例えば建設会社でしたら他の現場の存在から発注者を知ることができ、場合によっては売掛金を押さえることなどが可能になります。これらの情報を得た上で、交渉し、支払う意思はあるのだけれど直ちに支払えないというのであれば公正証書で弁済契約を作成します（エバーニュースVol.8参照、バックナンバーはホームページに掲載しています）。必ず強制執行認諾文言（不履行の時には強制執行されてもよいというものです）を付けてください。不動産の価値に余剰があるのであれば抵当権を設定するという方法もあります（連帯保証人を設定する方法もありますが民法改正がありましたので債権や保証の内容については弁護士にご相談ください）。

2 債務者との連絡が取れない、ないしは理由をつけて支払う意思がない場合

合意によって進めることはできませんので、法的な方法を検討せざるをえません。

- ① ご自分で行う方法としては、まず、支払督促という方法があります。これは債権者側の言い分だけで手続を進め、債務者の異議がなければ手続を進め、最終的には強制執行ができる仮執行宣言付支払督促を得ることができます。ただし、異議が出されれば通常の裁判手続きになります。
- ② 次に60万円以下の少額であれば少額訴訟という簡単な方法

があります。特別の事情がなければ、基本的に1回の審理で完結することをめざす手続です。そのため請求内容が簡単であること、証拠が十分に準備されていることが必要です。（以上についてエバーニュースVol.3を参照）

- ③ 更に、調停手続という方法があります。これは裁判所での話し合い手続です。話し合いではありますが、裁判所で行うということ、裁判官や調停委員が関与するので当事者同士で譲り取りするよりは冷静に、客観的に対処できること、裁判ほど求める側に厳格な手続が求められず柔軟であることなどのメリットがあります。ただ、強制力がないことや、お互いの譲歩が求められますので、その点にデメリットを感じられる方もおられます。
- ④ さて、ここからはご本人では少し難しい手続になります。2種類の方法があります。
 - i) まずは、暫定的に資産を押さえてしまう保全命令の申立てです（エバーニュースVol.23参照）。具体的には不動産や預貯金などの仮差押を行います。売掛金など債務者が第三者に対して有している債権を押さえるやり方もあります。この申立は、債権者の話だけでいきなり発令されるものですから、債権額や押さえる物の価値に応じた保証金が必要となります。
 - ii) 次に、いわゆる「裁判」としての訴訟手続があります。この手続は、請求する方が、請求権が発生する根拠となる事実（例えば契約の成立）を主張し、その事実の裏付けを証拠によって証明するのがルールです。ですから、主張する事実が曖昧であったり、証拠の裏付けができていない場合には、認められないこととなります。申し立ての前には十分準備をして慎重に臨む必要があります。
- ⑤ 最後に、公正証書や判決がなくても、権利の内容によってはいきなり強制執行ができる場合があります。これは先取特権が典型的なケースですが、売買、保存や工事などについて仮差押ではなく強制執行ができる場合があります（エバーニュースVol.22参照）。マンションなどの区分所有建物についても先取特権が発生する場合がありますように、法律で先取特権を定めるケースがあります。上記の④や⑤については法的な知識・技術が必要となりますので弁護士に良くご相談なさるか、弁護士に依頼されて進めることをお勧めします。お悩みの場合にはご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

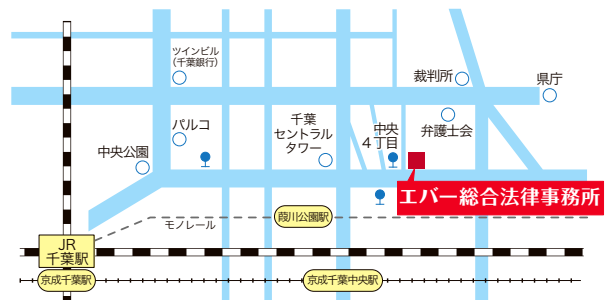
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。